

佐賀県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年一月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域			
	区	間		
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字古場字井田 一五一四番一地先から 佐賀市富士町大字古場字松葉 一七三七番一地先まで	後	変更前 幅員 メートル	延長 メートル
	佐賀市富士町大字古場字井田 一五一四番一地先から 佐賀市富士町大字古場字松葉 一七三七番一地先まで	前	幅員 メートル	延長 メートル